

青森県報

第二千五百十七号

平成十七年
八月十七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二

保安林の指定予定……………(林政課) ……二

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

保安林の指定解除予定……………(同) ……六

公 告

採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……六

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(東地方農林水産事務所) ……七

土地改良事業の工事の完了……………(中農林水産事務所) ……七

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(事務局) ……九

告 示

青森県告示第六百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	施設の種類	変更年月日
変更前	特別養護老人ホーム さくら荘	三戸郡倉石村大字石沢字山返沢一〇の七六	介護老人福祉施設	平成一六・八・一
変更後		三戸郡五戸町大字倉石中字新山平六四の一		

青森県告示第六百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
社会福祉法人さくら会	社会福祉法人さくら会	十和田市東二番町の五〇	十和田市東二番町の五〇	名称	居宅介護事業者
短期生活介護所	訪問介護	さくら荘短期生活介護所	さくら荘訪問介護センター	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
三戸郡五戸町の七六	三戸郡五戸町の七六	名称	名称	所在地	居宅介護事業所
三戸郡五戸町の七六	三戸郡五戸町の七六	所在地	所在地	年月日	変更
平成一七・六・三〇	平成一六・六・八一				

青森県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前		区分	
社会福祉法人さくら荘居宅介護支援	社会福祉法人さくら会	名称	居宅介護支援事業者
十和田市東二番町の二	十和田市東二番町の二	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
三戸郡倉石村大字石沢字山返沢一〇の七六	三戸郡倉石村大字石沢字山返沢一〇の七六	名称	名称
三戸郡倉石村大字石沢字山返沢一〇の七六	三戸郡倉石村大字石沢字山返沢一〇の七六	所在地	所在地
平成	平成	年月日	変更

変更後	人さくら会 五〇	センター	三戸郡五戸町大字倉石中市字新山平六四の一	一六・六・一
-----	----------	------	----------------------	--------

青森県告示第六百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		年月日
名称	名称	名称	名称	年月日
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	年月日
十和田市西四番町三の一	十和田市西四番町三の一	十和田市西四番町三の一	十和田市西四番町三の一	平成一七・六・三〇

青森県告示第六百七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

- 一 青森市大字内眞部字内眞部山一の一・大字前田字前田山一の一・大字奥内字奥内山一の一・大字瀬戸字瀬戸山一の一・大字西田沢字田澤山一・大字新城字新城山一の一・大字戸門字戸門山一・東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小國西小國山一の一・字蟹田小國東小國山一の一・字蟹田山本東小國山一の一・字蟹田小國矢櫃山（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的

水源のかん養
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。
字内眞部山一の一・字奥内山一の一・字瀬戸子山一の一・字新城山一の一・字戸門山一・字蟹田小國西小國山一の一(以上の六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係わる伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに青森市役所及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字袋字平山五三の二一、五三の三二から五三の一〇三まで

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字袋字上梨子木沢一四の二、字無沢一五の四、一五の五

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

十和田市大字沢田字西股山三の一、字市ノ沢山三の二

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

十和田市大字沢田字樋口山二の四、三の一、三の一四、字市ノ沢山四の一、五の

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字関字小童子山一の一・大字北金ヶ沢字小童子山一の一・大字岩坂字大童子山一の一・大字柳田字築棒沢山一・鱒ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山二・字東赤石山一・大字小森町字矢倉山一の一・大字深谷町字矢倉山一の一（以上八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係わる立木の伐採を禁止する。

字東赤石山一・大字小森町字矢倉山一の一・大字深谷町字矢倉山一の一（以上の三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は択伐による。

大字関字小童子山一の一・大字北金ヶ沢字小童子山一の一・字大童子山一の一・字築棒沢山一・字西赤石山一・字東赤石山一・大字小森町字矢倉山一の一・大字深谷町字矢倉山一の一（以上の八筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係わる伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡平賀町大字小国字館ノ沢二の七

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百八十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字関字北来満山一の一・大字田子字小国深山一の一・三戸町大字貝守字貝守深山一の一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係わる立木の伐採を禁止する。
字小国深山一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は択伐による。
字北来満山一の一・字小国深山一の一・字貝守深山一の一（以上の三筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係わる伐採種を定めぬ。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百八十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字遠瀬字萱立場三七の二(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百八十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山大川目通カクレ沢八の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成十七年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公告する。

平成十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十七年十月十四日(金) 午前十時から正午まで
- 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなろ」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令を含む。)
- 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の処置に関する技術的な事項

三 受験願書の受付期間

平成十七年九月一日(木)から同月二十二日(木)まで(郵送の場合は、同月十二日付けの消印のあるものまで有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一
青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 履歴書 一通
- 3 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）
七 その他
受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。
（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八千円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）
受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蟹田町土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年八月十七日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	村上 耕治	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二〇〇	平成 一七・四・二就任
	沼田 秀男	字蟹田小国岩井一三三	
	鈴木 實	字蟹田小国南田一〇〇	
	旦代 元一	字蟹田小国山崎一〇一	
	石田 鏝一	字蟹田小国坂元一一三	
	鈴木三之助	字蟹田小国山崎一一一	
	石田廣太郎	字蟹田小国山崎一一一	
	沼田 幸雄	字蟹田外黒山一一七の 一〇九	
	沼田 博	八五	
	沼田 正道	一一二の	

監事	鈴木 勝彦	の	字蟹田小国岩井一三三	
監事	鈴木 幸康	の	字蟹田小国坂元一一一	
監事	前田 武廣	の	九五	
監事	工藤 重次	二	字蟹田小国品吉一七の	
監事	鈴木 勝文	の	字蟹田小国南田一三三	
監事	鈴木 勝文	の	字蟹田小国南田一三三	
監事	沼田 正道	一	一一二の	
監事	沼田 博	の	八五	
監事	沼田 幸雄	一	字蟹田外黒山一一七の	
監事	石田 鏝一	の	字蟹田小国坂元一一三	
監事	鈴木三之助	の	字蟹田小国山崎一一一	
監事	石田 清幸	の	字蟹田小国坂元一六五	
監事	旦代 元一	一	字蟹田小国山崎一〇一	
監事	鈴木 秀男	一	字蟹田小国南田一〇〇	
監事	沼田 耕治	の	字蟹田小国坂元二〇〇	一七・四・二退任
監事	鈴木 勝彦	の	字蟹田小国岩井一三三	
監事	前田 武廣	の	字蟹田小国坂元一一一	
監事	工藤 重次	二	九五	
監事	鈴木 勝文	の	字蟹田小国南田一三三	

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年八月十七日

中南方農林水産事業所長 喜多山 秀 美

十六年災農業用施設災害復旧事業一六一〇二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十六年災農地災害復旧事業	土地改良事業の名称
一六一七	一六一六	一六一五	一六一三	一六一二	一六一〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	弘前市	事業を行う者
一七・五・二五	〃	〃	一七・五・三〇	一七・五・六	一七・五・一三	一七・五・二〇	一七・五・二七	一七・四・二六	一七・五・三〇	一七・五・二六	〃	一七・五・一九	〃	平成一七・五・三〇	年月日	工事完了

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六一三一	一六一二九	一六一二八	一六一二四	一六一二三	一六一二二	一六一二〇	一六一一九	一六一二七	一六一二六	一六一二五	一六一二一	一六一〇九	一六一〇八	一六一〇七	一六一〇五	一六一〇四	一六一〇三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七・五・三〇	一七・六・九	一七・四・二六	一七・六・三〇	一七・五・三三	〃	〃	一七・五・三〇	一七・五・三三	〃	〃	〃	一七・五・三〇	一七・四・二五	一七・五・三〇	一七・六・三〇	〃	一七・五・三〇

十六年災農地災害復旧事業	一六 一三三	〃	〃
十六年災農地災害復旧事業	一六 一三九	〃	〃
十六年災農地災害復旧事業	二〇 一	西目屋村	一七・六・二七
十六年災農地災害復旧事業	二〇 一〇一	〃	一七・七・二四
十六年災農地災害復旧事業	二二 一	大鰐町	一七・七・三
十六年災農地災害復旧事業	二二 一〇二	〃	〃
十六年災農地災害復旧事業	二五 一	平賀町	一七・六・三〇
〃	二五 二	〃	〃
〃	二五 三	〃	〃
十六年災農地災害復旧事業	二五 一〇一	〃	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成十七年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十七年八月二十九日
- ただし、年齢についての基準となる日 平成十七年九月十一日
- 二 登録を行う日 平成十七年八月二十九日
- 三 縦覧に供する期間 平成十七年八月三十日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭